日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 八木沢風力発電事業環境影響評価方法 書」に対する勧告について

平成31年4月10日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 八木沢風力発電事業環境影響評価方法書について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、 その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所:福島県南相馬市及び相馬郡飯舘村

原動力の種類:風力(陸上)

出 力:最大51,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書	受 理	平成30年	2月15日
環境大臣意見	理	平成30年	4月20日
経済産業大臣意見	発 出	平成30年	5月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 10月15日
住民意見の概要等受理	平成30年 12月13日
福島県知事意見受理	平成31年 2月21日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 4月10日

問合せ先: 電力安全課 高須賀、須之内 電話03-3501-1742 (直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称) 八木沢風力発電事業環境影響評価方法 書」に対する勧告内容

- 1. 本方法書では多くの事項が未定及び検討中とされていることから、今後、事業内容をより具体化したうえで適切に環境影響評価を実施すること。
- 2. 対象事業実施区域及びその周辺には自然環境保全地域が存在し、希少性の高い動植物の生息・生育が予想されることから、対象事業実施区域を適切に調査できる方法を十分に検討し、調査、予測及び評価を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)